

令和6年度 鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金交付申請について

1 補助金交付対象事業

自主防災組織が、令和6年度（2024年度）中に行う防災資機材の購入又は修理若しくは防災訓練等にかかる経費

2 受付期間

令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

別表「対象事業一覧」に基づいて、予算の範囲内で随時補助金交付決定を行います。

3 提出先

地区市民センター又は防災危機管理課（市役所本庁舎5階）まで

4 提出書類

(1) 鈴鹿市自主防災組織活性化事業補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書

(3) 見積書の写し

※宛名は自主防災隊名でお願いします。

(4) カタログパンフレット等購入物品がわかるもの

※修繕の場合は、修繕前の写真を貼付してください

※備蓄食料品、備蓄飲料水を購入する場合は、賞味期限の分かるカタログ、製品ラベル等の写しを添付してください。（賞味期限は5年以上とします。）

5 その他

大規模隊又は複数自治会で運用されている場合は、構成自治会で御協議のうえ、申請をお願いします。

事業内容の主たる目的が防災活動ではない場合又は予算の執行状況により、補助金の交付対象事業であっても、交付できない場合がありますので御了承ください。

交付決定前に購入や修繕を行った場合は、補助対象外となります。

6 留意点

- ・補助金額 事業費（税込）の1/2（千円未満切捨て）

補助金限度額	15万円
申請書添付必須書類	・ <u>見積書（1社でも可）</u> ・ <u>事業計画書</u> ・ <u>カタログパンフレット及びインターネットサイトの印刷等</u>

※消火器の更新をお考えの場合には、廃棄費用も見積金額に含んでください

7 別表「対象事業一覧」

使用目的	例示
使用期限の到来による購入等若しくは故障等による修理等	防災倉庫、消火器、消火器用格納箱、救急箱内の薬品、ヘルメット、可搬式動力ポンプ等の <u>更新又は修理に係る費用</u> （迅速な初期消火をするために、消火器を消火器用格納箱に入れ、屋外で管理することを認めます。）
防災啓発活動に要する印刷費等、講師謝礼等	普及・啓発等のポスター、パンフレット等の作成に関するもの、防災教育ビデオの購入、防災講演会の講師謝礼金、その他自主防災組織が行う普及・啓発活動に必要と認められるもの。
防災に関する資格取得費、防災力向上のための講座の受講等	防災に係る資格（防災士・危機管理士等）の取得に係る経費（研修・講座受講料、資格取得試験受講料及び資格認証登録費）及び防災力向上のための講座の受講料（講座受講に係る旅費、宿泊費、飲食費等を除く）
初期消火用具又は搬送用具の購入	消火バケツ、簡易防火水槽、消防用ホース、筒先、リヤカー、担架、車いす、けん引式車いす補助装置等の <u>新規又は追加購入</u>
救出救護用具の購入	救急セット、テント、毛布、レスキューシート、防塵マスク、長靴、手袋、災害用トイレ、エンジンカッター、チェーンソー、AED※、その他救助工具等
活動支援用具の購入	メガホン、強力ライト、発電機、蓄電池、投光機、防水シート、救命胴衣、合図灯等、乾電池
給食給水用具・用品の購入	防災用かまど、給水タンク、炊飯装置一式、給水袋等、備蓄食料品（賞味期限5年以上）、備蓄飲料水（賞味期限5年以上）
その他用具等の購入	携帯用ラジオ、トランシーバー、土のう袋、腕章、防災服、標旗等、非常用缶詰燃料（携行缶での購入は認めない）

備考

※食料費、日当並びに研修にかかる旅費は補助の対象外とします。

※備蓄食料品、備蓄飲料水の購入に関して、賞味期限が5年以上の物品のみ認めます。

また、保管は必ず自主防災倉庫内に収納し、保管してください。賞味期限が半年以内になった物品のみ訓練等で配布することを認めます。

※補助の対象は原則、自主防災倉庫内に収納するものとします。ただし、事前協議において、その他の場所へ収納することが妥当と承認されたものに限り、倉庫外でも補助対象とします。

※AEDはリースやレンタル等での申請は補助の対象外とします。